

論文審査の要旨及び担当者

論文題名

近世甲斐国社家組織の研究

論文審査の要旨

本学位請求論文（以下、本論文と略す）は、甲斐国国中地域を対象にして、近世社家組織の実態と変遷を、神社と氏子との関係性も含めて、通時的に究明したものである。

府中八幡宮による支配的な社家組織の成立過程からはじまり、経済的な成長や神職としての身分の確立などを背景に、徳川家康由緒の読み替えなどによって、社家が自身を支配していた八幡宮支配体制・勤番制度から脱却していく様相などを、長いスパンで具体的に明らかにしていることが、本論文の最大の意義であろう。また、社家と村、社家同士の争いなどから、社家のイエのあり様や、社家と氏子・宗教者との関係性などを究明している点も、非常に興味深い。

日本近世宗教史研究は近年とくに盛んだが、仏教史研究などと比べて、神社・神職研究は比較的蓄積が薄かった。西田氏は、対象をひとつの地域に絞ることで、そのような神社・神職研究に対して、戦国期から近代初期までと非常に長いスパンの検討を行っている。近世における地方神社・神職のあり様を具体的に示し、その編成原理などを明らかにした研究で、すでにその成果は学界でたかい評価を受けている。

研究手法の面でいえば、良質な史料を博搜し、それらに対して精確な史料解釈を行っている。また、史料上からだけでは解明できない行間の部分については、さまざまな要素を念頭に置き、無理のない推定をしている。そのうえで、複数の史料を組み合わせ、議論を進めており、その姿勢は、研究者として王道のものといえる。

また、そこから導き出される種々の論点についても、宗教史研究のみならず、日本近世史研究全体にとって重要なものが多く、申請者の能力の高さをよく示している。

以下、各部・各章の内容を簡潔にまとめる。まず、序章では、本書の課題設定と研究史整理、おもな検討素材となる菅田天神社文書の概要を述べる。

第一部は、府中八幡宮を中核とした神社組織である勤番制度の「成立から終焉」（6頁）までを時系列順に考究したもの。要約すると、①戦国期から近世初期にかけて、「府中八幡宮を中心とする勤番社家の組織である勤番体制が成立」（163頁）する、②府中八幡宮はその後、勤番社家の触頭（地域寺社〈この場合、社家〉）の統轄者で、幕府・領主からの触れの伝達や幕府・

領主への要望の取次ぎなどを担った)になり、宝永2年(1705)以降は、より権限が強化された「支配頭」になるなど、勤番社家に対する有利な立場を築きあげていく、③しかし、府中八幡宮の経済的な問題や、勤番社家の「神職」としての立場の確立と意識の高揚などの中で、文化期には勤番社家が八幡宮の支配体制・勤番制度から脱却していくという流れになる。

第一章は、勤番体制の成立過程について論じる。具体的にはまず、戦国大名武田家の宗教政策の一環として、甲斐国国中地域において府中八幡宮を中核とした神社組織・勤番制度ができあがり、「国中中小社の神職身分形成の契機になった」(28頁)ことを述べる。つぎに、社家を統制する必要などから、徳川家が勤番制度を再編し(府中八幡宮側にも徳川家とのより強力な関係を望む姿勢があったとする)、府中八幡宮が国中社家に対して優位な位置に立つ勤番体制が成立したことなどを明らかにする。さらに、これらの動きによって、国中中小社家が「神職としての意識と自立」(36頁)をより一層持つようになったことなども論じる。

第二章は、寛永一享保期における府中八幡宮と諸社家との関係について論じる。まず、勤番制度の中で優位を保っていた八幡宮に対して、河東・河西の諸社家が反発し、争論を起こすが、柳沢吉保の入国に伴い、「新法」が発せられ、八幡宮を「支配頭」とする体制が一部地域の反対を受けながらも成立することを究明する。つぎに、柳沢家の国替えに伴い、この「新法」に対して諸社家が反発し、その中で諸社家は触頭制度などの中に自らを定置することで、八幡宮の支配体制を肯定しうる「勤番の特殊性を払拭しようとした」(55頁)が、結局幕府の裁定は、八幡宮の「支配頭」としての地位を認めるものであったことなどを述べる。そのうえで、これらの動向の中で、逆に八幡宮を「支配頭」とする近世的な支配組織が整えられ、当該地域において「神職」身分としての社家が確立していくと論じる。

第三章は、天明期までの「勤番体制の内部構造」(63頁)とその変遷を明らかにしたものである。まず、勤番体制は、権力側にとっては、社家を統制するための手段であったことを指摘する。さらに、勤番社家と吉田家との結びつき、勤番体制の外にある神社や宗教者を勤番社家が取り込もうとする動き、八幡宮神主家における幼年当主の連続などの要因によって、勤番体制の実質的な運営を勤番社家自身が握るようになっていく過程などを究明する。

第四章では、八幡宮と勤番社家の間には、「「支配一被支配」「幕府の触頭一触下」「吉田家の触頭一触下」(121頁)という三重の関係が成立していたことを前提に、勤番社家がこの三つの関係を解消し、八幡宮の支配および勤番体制から脱する過程を描く(ただし、空洞化はするものの、勤番制度自体はなくなることもあわせて言及する)。また、その背景には、①勤番社家の江戸などにおける「地域を超えた広範な経済活動」(130頁)と人脈形成、八幡宮の経済的衰え、②武田家家宝の楯無鎧について、家康「上覧」由緒を主張することなどによって、府中八幡宮(や勤番)と結びついていた家康由緒を個々の勤番社家が自分のイエと結びつかせるように読み替え、イエの由緒を自立させたこと、③勤番社家が代官所支配などからも脱却し、社会における「神職」としての立場を確立させていったことなどがあったと論ずる。

第五章では、文化期に空洞化した勤番体制のその後を論じる。文化期に社家が勤番から離れるが、文政期には八幡宮神主家断絶を狙い、勤番を再開する。やがて、八幡宮神主家が断絶すると、今度は勤番を務めることが負担となり、一部の社家は勤番を否定しようとする。その一

方で、八幡宮支配体制を利用して台頭しようとする社家もあり、社家同士で争論を繰り返すようになる。八幡宮神主家も再興するが、以前のように「支配頭」としての地位が認められることはなくなる。以上のような経緯を具体的に明らかにし、これらをもって「慶長以来続いてきた国中社家と勤番制度との関わりは、ここに幕を閉じたのである」(154 頁)と結論付ける。

第二部は、菅田天神社を事例に、同社神主のイエのあり様や氏子・村・修験らとの関係、経済活動などを具体的に明らかにする。近世における神社・神職の実態を地域との関係なども踏まえて究明している。

第六章は、他村の神主が村の神社を支配することなどによって生じる神主と村落との争いを検討する。すなわち、①勤番社家と村落や宗教者との間で時に対立が生じていたこと、②勤番社家はそれらの争いを制しながら、複数の神社(他村の神社を含む)を支配していたこと、③支配の内実、近世前半の「宮支配の名目」から近世後半の「実質的な支配」(183 頁)に変化していったこと、④複数の神社を支配しようとする目的は権益の拡大であり、その際、社家が神職であるという言説を最大限に利用していたこと、⑤自己の権益拡大のために、神職としての「職分」を強調することなどによって、社家が村落側から遊離していたこと、⑥それらが社家と村落との争いの要因のひとつとなっていたことなどを明らかにする。

第七章では、国中地域における神主と氏子との関係性を、家の相続・神社の経営といった問題から考究する。具体的には、社家の本家と分家との間で争論が繰り返されたが、本質的にはそれは「神社経営をめぐる社家のイエと氏子との対立」(223 頁)であったこと、その背景には、社家側の「家産」としての神社という認識と氏子側の「信仰の対象という側面」(209 頁)という認識の差があったことなどを指摘する。

第八章は、菅田天神社の神主による楯無鎧の将軍上覧と諸大名・旗本らへの拝覧活動などについて検討する。神主がより多くの拝覧者を得るために、適宜由緒に変更を加えていたこと、この活動によって楯無鎧が世に知られていったことなどを究明する。

第三部では、勤番が免除されていた勤番除社 10 社の実態を具体的に明らかにする。

第九章ではまず、武田家によって設けられた勤番制度の特徴を確認する。つぎに、勤番除社 10 社は、ひろい信仰圏を持つ大社であり、かつ神社同士のバランスなどを考えて設けられたものであったことを指摘する。そのうえで、勤番除社の設定は、「武田家の宗教政策の限界」(279 頁)を示すのではなく、勤番社と勤番除社の信仰圏が、「互いに補完しつつ重層的に国中地域を覆う」(279 頁)ように考えられた積極的な政策であったと論ずる。

第十章は、地域の核であった大社を「地域大社」と呼び、そこには勤番除社も含まれることを指摘、そのあり様を明らかにする。具体的には、御崎明神をおもな対象として、大社の内部構造や代官所・吉田家などとの関係を検討する。地域大社においては、配下神職も独自の経済的基盤を持っていたため、神主との間でしばしば争論が発生したこと、地域大社の神職は、その身分が自明のものであったため、吉田家の許状を受ける時期が比較的遅かったことなどを指摘する。そのうえで、幕府の宗教政策の多様性に言及する。

終章では、これまでの成果をまとめたうえで、国学との関係など、いくつかの課題が挙げられる。

前述したように、甲斐国国中地域というひとつの地域を対象を絞ることで、戦国期から近代初期という長いスパンにわたる社家および社家組織の変遷を具体的に明らかにすることに成功している。ひとつの集団が、外部あるいは内部との関係性の変化の中で、結合・解体などの変遷をたどる様相やそこで用いられる言説（由緒の読替えなど）を示したことは、宗教史に留まらず、身分論や由緒論などにも大きな影響を及ぼすもので、近世史全体にとって重要な意義をもつ。

とくに、「由緒」の創出・「巧みな言説」（131 頁）などによって、自らの立場を強化・確立させ、勤番制度を超えるような動きをする社家の姿などは、日本近世における宗教者の多様性・逞しさをよく示しており、非常に興味深い。

諮問においては、研究の位置づけや展望、より詳細な史料の解釈、戦国期の当該地域の禰宜との関係や国中地域内の地域差、申請者も課題に挙げている御岳蔵王権現との関係などについて、種々の議論がなされた。西田氏の回答はいずれも明瞭かつ精確なものであり、今後の研究のさらなる発展を予感させた。

審査担当者 3 名は全員一致で、西田氏の当該学位請求論文は、博士（史学）を授与するにふさわしいものであると判断した。

論文審査主査	佐藤雄介	准教授
	家永遵嗣	教授
	高埜利彦	特別非常勤講師 (学習院大学名誉教授)